認定こども園いまかね入園の保護者の皆様へ

１０月１日から給食費等を除く幼児教育・保育の利用料が無償化されます

教育委員会

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼児教育・保育の給食費等を除く利用料が無償化になります。

利用料無償化の対象者

①３歳児クラスから５歳児クラスまでの全ての子どもたち
②０歳児クラスから２歳児クラスのうち、住民税非課税世帯の子どもたち

◆今金町が決定する利用料（保育料）とは別に、こども園が保育の質の向上のため設定している費用や、食材料費、行事費、延長保育料などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

給食費（食材料費）の負担

●これまで、主食の米飯は今金町が無償で提供しており、10 月以降も変わりませんが、副食費（おかず、汁物、果物、飲み物、おやつ等）については、利用料（保育料）に含まれていました。
●今般、利用料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担頂くことになります。（０～２歳児クラスの子どもについては、これまでと変更はなく、利用料（保育料）に含まれます。）

給食費の免除・減免措置

●次に該当する場合、子どもの給食費が免除（０円）になります。
① 無償化の対象となる子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の全ての子ども
② 全ての世帯の第３子以降の子ども
※ 第３子以降とは、保育利用は小学校就学前までの子どもから順に数えて３人目以降
教育利用は小学校３年生までの子どもから順に数えて３人目以降

●今金町独自の減免措置
今金町では、給食費の保護者負担を軽減すべく毎月の給食費（定額部分）のうち、一定額を今金町が負担します。
◆保育利用　給食費　月額 5,000 円－今金町負担 2,500 円＝保護者負担 2,500 円
◆教育利用　給食費　月額 4,000 円－今金町負担 2,000 円＝保護者負担 2,000 円

今金町総合体育館開館記念 おかあさんといっしょ宅配便「ガラピコぷ～小劇場」



ＮＨＫ函館放送局、今金町、今金町教育委員会は、おかあさんといっしょ宅配便「ガラピコぷ～小劇場」を今金町総合体育館で実施します。このイベントは、“ガラピコぷ～の仲間たち”が繰り広げる楽しいステージショーです。観覧ご希望の方は、次の要領でお申し込みください。

１．日　　時　2019 年 11 月 23 日（土・祝）１日２回公演
１回目：開場／午前 10 時 30 分　開演／午前 11 時　終演／午後０時 10 分
２回目：開場／午後１時　開演／午後１時 30 分　終演／午後２時 40 分

２．主　　催　ＮＨＫ函館放送局、今金町、今金町教育委員会

３．会　　場　今金町総合体育館（瀬棚郡今金町字今金 435 番地 391）
※車でのご来場に際しては、台数に限りがありますので乗り合わせてお越しください。
＜交通手段＞函館バス「今金」より徒歩５分

４．出　　演　ガラピコぷ～の仲間たち（チョロミー、ムームー、ガラピコ）、うたのおねえさん
※「おかあさんといっしょ」に出演しているうたのおねえさんではありません。また、番組の収録はありません。

５．内　　容　第１部：キャラクターとうたのおねえさんによるステージ
第２部：キャラクターと子どもたちとの記念撮影　※カメラは各自でご用意ください。

６．観覧申込　入場無料ですが、事前に申し込みが必要です。ＮＨＫホームページからお申し込みください。
◆ＰＣ・スマホサイト　https://nhk.jp/hakodate
【締め切り】2019 年 10 月 24 日（木）午後 11 時 59 分まで

【問合せ】　ＮＨＫ函館放送局　☎0138-27-0111　（平日　午前９時 30 分～午後６時）

秋の火災予防運動実施中
注意しましょう！



令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度がはじまります



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

① 平成31年４月１日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が９月上旬から順次届いています。
同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

② 平成31年４月２日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
  - ➢ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
    『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

無戸籍者でお困りの方へ



●「無戸籍」とは

戸籍とは、その人が生まれて、結婚し、いつ亡くなったか？誰と誰が親子関係・夫婦関係にあるか？など記録されたもので、役場では「戸籍」の証明書を発行しています。

子が生まれた場合には、生まれた日から14日以内に父母等（届出義務者）が役場に届出することで、その子は戸籍に記録されます。

しかし、何らかの事情で出生の届出ができない場合や戸籍のない方が子を産んだ場合、生まれてきた子は戸籍に記載されず「無戸籍」の状態となります。

●「無戸籍」のままだと

その子の母や父が誰であるかといった親族的身分関係を公的に証明できないため、相続ができなくなるほか、各種行政サービスにおいても≪①住民票がつくられない、②保険証が発行されない、③児童手当が受けられない、④学校に通えない≫場合もあるなど、社会生活を営んでいくうえで大変な不利益を生ずる場合があります。

また、日本人であることの証明もできません。

● ご相談を受付しています

全国の法務局・地方法務局（とその支局）または町役場では「無戸籍」解消のために「相談窓口」を設置しています。

家庭裁判所での手続きを開始するなど一定の条件を満たせば、住民票をつくることが可能で、児童福祉や医療サービス、就学などの各種行政サービスを受けることができるようになりますので、まずはご相談ください。

【問合せ】
税務住民課戸籍年金グループ　☎82-0111
函館地方法務局　八雲支局　☎0137-62-2208



10月15日～10月31日
火の取扱いには十分